

令和4年2月10日

建設緑政局関係議案資料 (その5)

議案第14号

川崎市都市公園条例の一部を改正する
条例の制定について

建設緑政局

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の背景

(1) 富士見公園再編整備

本年1月、「富士見公園再編整備基本計画」を策定した。
本計画では、再編に向けた具体的な整備内容等を定めており、施設の整備計画としては川崎市都市公園条例（以下、「市条例」）に定める、建蔽率上限を超える施設整備を予定している。
また、整備後の維持管理運営手法として、効率的かつ効果的な運営を実現すること、指定管理者の自主的な経営努力を促すことを目的とし、指定管理者制度及び利用料金制を導入する。
以上の取組を推進するために、条例に定める建蔽率上限の見直し、富士見公園有料施設の利用料金の設定等が必要となるため、条例の一部改正を行うもの。

(2) 生田緑地指定管理の更新

生田緑地は令和5年に指定管理者の更新を迎えることから駐車場料金の見直しを行い、現在の利用料金が近隣の民間駐車場料金と比較し低廉な料金設定となっているため、条例の一部改正を行うもの。

(3) 生田緑地駐車場の利用料金の見直し

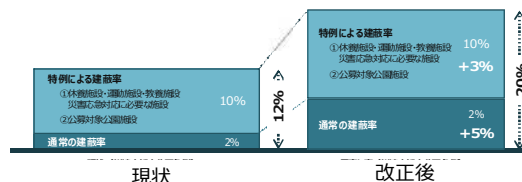
駐車場の利用状況に合わせた柔軟な料金設定が可能となるよう近隣の民間駐車場料金等を勘案し、駐車場利用料金の上限額を改定する。

施設名	供用時間	料金		備考
		現状	改正後	
普通自動車	0:00~24:00	1時間まで 200円 超過30分までごと 100円	1時間まで 300円 超過30分までごと 150円	入庫は 5:00~22:00
準中型自動車 中型自動車 大型自動車		1時間まで 500円 超過30分までごと 250円	1時間まで 700円 超過30分までごと 350円	

2 改正の内容

(1) 富士見公園の建蔽率上限の見直し

現在、富士見公園の敷地面積に対する建蔽率は市条例に定める上限12%に対して、11.95%となっている。再編整備にあたっては、公園機能強化を目的とし建蔽率を超える運動施設、利便施設等を整備することから、建蔽率の上限を20%に変更する。



(2) 富士見公園の有料施設への利用料金の設定

利用料金制は、管理する公の施設の利用に係る料金（以下、「利用料金」）を管理者の収入として収受させることができる制度。制度の導入にあたり、周辺類似施設及び他都市の類似施設の料金並びに施設の維持管理費を考慮し利用料金の上限額等について、新たに設定する。

(主な施設)

施設名	供用時間	単位	料金	
			現状	改正後
テニスコート	9:00~20:30	1面1回	750円	1,100円
テニスコート照明施設	16:30~20:30	1時間以内	800円	600円
相撲場	9:00~17:00	専用利用1回 (4時間以内)	専用利用 5,000円	専用利用 5,000円
		個人利用1人1回 (2時間以内)	個人利用 18歳以上 200円 13歳~18歳未満 (高校生を含む) 100円	個人利用 18歳以上 200円 13歳~18歳未満 (高校生を含む) 100円
駐車場	0:00~24:00	1台1回	普通自動車 20分 100円 準中型/中型/大型自動車 20分 400円	普通自動車 20分 100円 準中型/中型/大型自動車 20分 400円
多目的広場	9:00~22:00	1回1時間以内	全面利用 6,000円	全面利用 6,000円
			1/3面利用 2,000円	1/3面利用 400円
			1/6面利用 1,000円	1/6面利用 200円
多目的広場照明施設	16:30~22:00	1箇所 (5分以内)	100円	100円
パークセンターシャワー	9:00~22:30		100円	100円
クラブハウスシャワー	9:00~21:00		100円	100円
クラブハウス関係者室	9:00~21:00	1回(1時間以内)	1,580円	1,580円

3 施行時期

(1) 富士見公園の建蔽率

整備開始時に合わせ令和5年4月1日より施行

(2) 富士見公園の利用料金

各新施設供用開始に合わせて随時施行

(3) 生田緑地駐車場の利用料金

令和5年4月1日より施行

整備エリア・施設	令和4年度	令和5年度				令和6年度				令和7年度	令和8年度以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
前期 北側エリア ・テニスコート ・相撲場 ・クラブハウス ・駐車場(平面)ほか 南側エリア ・パークセンター	指定管理者選定及び周知	●				●					
		●				●					
後期 ・多目的広場										●	
富士見公園の建蔽率		●									
富士見公園の利用料金		●									
生田緑地駐車場の利用料金		●									

令和6年9月完成
秋緑化フェア開催10月中旬~11月上旬
春緑化フェア開催3月上旬~3月下旬

新施設供用開始にあわせて随時新料金適用

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の4 1の都市公園に公園施設として設ける建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2(富士見公園にあっては、100分の7)を超えてはならないものとする。ただし、都市公園に次の各号に掲げる建築物を設ける場合においては、その建築面積の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、当該各号に定める割合を限度として、これを超えることができる。</p> <p>(1) 政令第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設である建築物(第3号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10(富士見公園にあっては、100分の13)を限度としてこの項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(2) 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物(前号及び次号から第5号までに掲げる建築物を除く。)を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10(富士見公園にあっては、100分の13)を限度としてこの項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(3) 第1号の休養施設又は教養施設である建築物のうち政令第6条第1項第2号に定める建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度としてこの項本文の規定に</p>	<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の4 1の都市公園に公園施設として設ける建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならないものとする。ただし、都市公園に次の各号に掲げる建築物を設ける場合においては、その建築面積の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、当該各号に定める割合を限度として、これを超えることができる。</p> <p>(1) 政令第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設である建築物(第3号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度としてこの項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(2) 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物(前号及び次号から第5号までに掲げる建築物を除く。)を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度としてこの項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(3) 第1号の休養施設又は教養施設である建築物のうち政令第6条第1項第2号に定める建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度としてこの項本文の規定に</p>

改正後	改正前
-----	-----

<p>より認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(4) 政令第6条第1項第3号に規定する屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度としてこの項本文又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(5) 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設ける建築物をいい、第1号、第3号及び第4号に規定する建築物を除く。以下同じ。）を設ける場合においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度としてこの項本文又は前各号の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p>	<p>より認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(4) 政令第6条第1項第3号に規定する屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度としてこの項本文又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(5) 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設ける建築物をいい、第1号、第3号及び第4号に規定する建築物を除く。以下同じ。）を設ける場合においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度としてこの項本文又は前各号の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p>
--	--

2 1の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないものとする。

(有料公園施設)

第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。

都市公園名	種別
富士見公園	野球場
	テニスコート
	テニスコート照明施設
	(削る)
	相撲場
	球技場
	球技場照明施設
	球技場特別室
	球技場放送室
	球技場テレビ・ラジオ中継室
	球技場関係者室

都市公園名	種別
富士見公園	野球場
	テニスコート
	テニスコート照明施設
	バレーボール場
	相撲場
	球技場
	球技場照明施設
	球技場特別室
	球技場放送室
	球技場テレビ・ラジオ中継室
	球技場関係者室

改正後		改正前	
	多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 クラブハウス関係者室 クラブハウスシャワー パークセンターシャワー 多目的広場 多目的広場照明施設 駐車場		多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 駐車場
大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール 駐車場	大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール 駐車場
御幸公園	野球場 野球場照明施設	御幸公園	野球場 野球場照明施設
小田公園	野球場	小田公園	野球場
桜川公園	野球場	桜川公園	野球場
池上新田公園	野球場	池上新田公園	野球場
平間公園	水泳プール	平間公園	水泳プール
小倉西公園	水泳プール	小倉西公園	水泳プール
川崎市中原平和公園	野外音楽堂	川崎市中原平和公園	野外音楽堂
稲田公園	水泳プール	稲田公園	水泳プール
とんびいけ公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート	とんびいけ公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート
等々力緑地	テニスコート	等々力緑地	テニスコート

改正後		改正前	
	テニスコート照明施設		テニスコート照明施設
	陸上競技場		陸上競技場
	陸上競技場照明施設		陸上競技場照明施設
	陸上競技場第1特別室		陸上競技場第1特別室
	陸上競技場第2特別室		陸上競技場第2特別室
	陸上競技場第3特別室		陸上競技場第3特別室
	陸上競技場第4特別室		陸上競技場第4特別室
	陸上競技場会議室		陸上競技場会議室
	陸上競技場シャワー室		陸上競技場シャワー室
	陸上競技場ロッカー室		陸上競技場ロッカー室
	陸上競技場関係者室		陸上競技場関係者室
	陸上競技場練習室		陸上競技場練習室
	陸上競技場多目的室		陸上競技場多目的室
	陸上競技場放送室		陸上競技場放送室
	陸上競技場テレビ・ラジオ中継室		陸上競技場テレビ・ラジオ中継室
	陸上競技場大型映像装置		陸上競技場大型映像装置
	陸上競技場写真判定室		陸上競技場写真判定室
	補助競技場		補助競技場
	運動広場		運動広場
	野球場		野球場
	野球場照明施設		野球場照明施設
	野球場会議室		野球場会議室
	野球場シャワー室		野球場シャワー室
	野球場ロッカー室		野球場ロッカー室
	野球場関係者室		野球場関係者室
	屋内野球練習場		屋内野球練習場
	サッカー場		サッカー場
	サッカー場照明施設		サッカー場照明施設

改正後		改正前	
	釣池		釣池
生田緑地	ゴルフ場 駐車場	生田緑地	ゴルフ場 駐車場
多摩川緑地	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場 バーベキュー広場	多摩川緑地	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場 バーベキュー広場

2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。 2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場	4月1日から	午前9時から	12月29日から	市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に
陸上競技場第1特別室	10月31日まで	午後6時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)	翌年の1月4日までの日	
陸上競技場第2特別室				
陸上競技場第3特別室				
陸上競技場第4特別室	11月1日から	午前9時から		
陸上競技場会議室	翌年の3月31日まで	午後5時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)		
陸上競技場シャワー室				
陸上競技場ロッカー室				
陸上競技場関係者室				
陸上競技場練				

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場	4月1日から	午前9時から	12月29日から	市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に
陸上競技場第1特別室	10月31日まで	午後6時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)	翌年の1月4日までの日	
陸上競技場第2特別室				
陸上競技場第3特別室				
陸上競技場第4特別室	11月1日から	午前9時から		
陸上競技場会議室	翌年の3月31日まで	午後5時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)		
陸上競技場シャワー室				
陸上競技場ロッカー室				
陸上競技場関係者室				
陸上競技場練				

改正後					改正前				
習室 陸上競技場多 目的室 陸上競技場放 送室 陸上競技場テ レビ・ラジオ 中継室 陸上競技場大 型映像装置 陸上競技場写 真判定室				応じ、あら かじめ市長 の承認を得 て、同欄の 供用期間、 供用時間及 び休場日を 変更するこ とができ る。	習室 陸上競技場多 目的室 陸上競技場放 送室 陸上競技場テ レビ・ラジオ 中継室 陸上競技場大 型映像装置 陸上競技場写 真判定室				応じ、あら かじめ市長 の承認を得 て、同欄の 供用期間、 供用時間及 び休場日を 変更するこ とができ る。
陸上競技場照 明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで			陸上競技場照 明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで		
補助競技場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後5時まで			補助競技場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後5時まで		
運動広場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の1月31 日まで 2月1日から 3月31日まで	午前6時から 午後6時まで 午前8時から 午後4時まで 午前8時から 午後5時まで			運動広場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の1月31 日まで 2月1日から 3月31日まで	午前6時から 午後6時まで 午前8時から 午後4時まで 午前8時から 午後5時まで		
野球場	4月1日から	午前6時から			野球場	4月1日から	午前6時から		

改正後					改正前				
野球場会議室 野球場シャワ ー室 野球場ロッカ ー室 野球場関係者 室 サッカー場	10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午後6時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前6 時から午後8 時30分まで) 午前8時から 午後4時まで (ただし、照 明施設を有す るサッカー場 については午 前8時から午 後8時30分ま で、照明施設 を有する野球 場の11月1日 から11月30日 までの期間及 び3月1日か ら3月31日ま での期間につ いては午前8 時から午後8 時30分まで)			野球場会議室 野球場シャワ ー室 野球場ロッカ ー室 野球場関係者 室 サッカー場	10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午後6時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前6 時から午後8 時30分まで) 午前8時から 午後4時まで (ただし、照 明施設を有す るサッカー場 については午 前8時から午 後8時30分ま で、照明施設 を有する野球 場の11月1日 から11月30日 までの期間及 び3月1日か ら3月31日ま での期間につ いては午前8 時から午後8 時30分まで)		
テニスコート (削る)	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後6時まで			テニスコート バレーボール	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後6時まで		

改正後					改正前				
			(ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)			場		(ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)	
	11月1日から翌年の3月31日まで	午前9時から午後5時まで	(ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)				11月1日から翌年の3月31日まで	午前9時から午後5時まで	(ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)
野球場照明施設	3月1日から11月30日まで	午後6時30分から午後8時30分まで	12月1日から翌年の2月末日までの日		野球場照明施設	3月1日から11月30日まで	午後6時30分から午後8時30分まで	12月1日から翌年の2月末日までの日	
屋内野球練習場	4月1日から10月31日まで	午前6時から午後8時30分まで	12月29日から翌年の1月4日までの日		屋内野球練習場	4月1日から10月31日まで	午前6時から午後8時30分まで	12月29日から翌年の1月4日までの日	
	11月1日から11月30日まで 3月1日から3月31日まで 12月1日から	午前8時から午後8時30分まで 午前8時から午後5時まで				11月1日から11月30日まで 3月1日から3月31日まで 12月1日から	午前8時から午後8時30分まで 午前8時から午後5時まで		

改正後					改正前				
	翌年の2月末 日まで					翌年の2月末 日まで			
サッカー場照 明施設 テニスコート 照明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで			サッカー場照 明施設 テニスコート 照明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで		
相撲場		午前9時から 午後5時まで			相撲場		午前9時から 午後5時まで		
水泳プール	7月10日から 8月31日まで	午前9時から 午後5時まで	9月1日から 翌年の7月9 日までの日		水泳プール	7月10日から 8月31日まで	午前9時から 午後5時まで	9月1日から 翌年の7月9 日までの日	
釣池	4月1日から 6月30日まで 9月1日から 10月31日まで	土曜日、日曜 日及び国民の 祝日に関する 法律（昭和23 年法律第178 号）に規定す る休日（以下 「休日」とい う。）に当た る日は午前6 時から午後5 時まで 上記以外は午 前8時30分 から午後5時 まで 7月1日から	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ し、休日を除 く。） 休日の翌日 （ただし、土 曜日、日曜日 及び休日を除 く。）		釣池	4月1日から 6月30日まで 9月1日から 10月31日まで	土曜日、日曜 日及び国民の 祝日に関する 法律（昭和23 年法律第178 号）に規定す る休日（以下 「休日」とい う。）に当た る日は午前6 時から午後5 時まで 上記以外は午 前8時30分 から午後5時 まで 7月1日から	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ し、休日を除 く。） 休日の翌日 （ただし、土 曜日、日曜日 及び休日を除 く。）	

改正後				改正前			
	8月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午後5時まで 午前8時30分 から午後5時 まで			8月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午後5時まで 午前8時30分 から午後5時 まで	
野外音楽堂	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後8時30分 まで		野外音楽堂	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後8時30分 まで	
パークボール 場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ し、休日に当 たるときは、 当該日直後の 休日に当たら ない日） 木曜日（ただ し、休日に当 たるときは、 当該日直後の 土曜日、日曜 日又は休日の いずれにも当 たらぬ日）	パークボール 場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ し、休日に当 たるときは、 当該日直後の 休日に当たら ない日） 木曜日（ただ し、休日に当 たるときは、 当該日直後の 土曜日、日曜 日又は休日の いずれにも当 たらぬ日）
バーベキュー 広場	4月1日から 9月30日まで 10月1日から 翌年の3月31	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	バーベキュー 広場	4月1日から 9月30日まで 10月1日から 翌年の3月31	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日

改正後				改正前			
	日まで				日まで		
ゴルフ場	1月2日から 12月31日まで	午前6時30分 から午後6時 30分まで	1月1日	ゴルフ場	1月2日から 12月31日まで	午前6時30分 から午後6時 30分まで	1月1日
球技場 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレ ビ・ラジオ中 継室 球技場関係者 室 多目的屋内施 設会議室 多目的屋内施 設シャワー室 多目的屋内施 設ロッカー室 多目的屋内施 設多目的室 多目的広場	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後10時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	球技場 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレ ビ・ラジオ中 継室 球技場関係者 室 多目的屋内施 設会議室 多目的屋内施 設シャワー室 多目的屋内施 設ロッカー室 多目的屋内施 設多目的室	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後10時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日
球技場照明施 設 多目的広場照 明施設		午後6時30分 から午後10時 まで		球技場照明施 設		午後6時30分 から午後10時 まで	
クラブハウス 関係者室 クラブハウス		午前9時から 午後9時まで					

改正後					改正前				
シャワー									
パークセンターシャワー		午前9時から 午後10時30分 まで							
駐車場		午前0時から 午後12時まで (ただし、大師公園及び生田緑地における入場については、午前5時から午後10時まで)	なし		駐車場	午前0時から 午後12時まで (ただし、大師公園及び生田緑地における入場については、午前5時から午後10時まで)	なし		

(使用料)

第8条 市長は、次の表に掲げる有料施設を利用する者からは、同表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。

(使用料)

第8条 市長は、有料施設(野球場(富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。)、パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室、野球場照明施設(大師公園に設けるものに限る。)、テニスコート(大師公園に設けるものに限る。))及び駐車場を除く。)を利用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。

有料施設の使用料

種別	専用使用料		個人使用料	
	単位	金額	単位	金額
陸上競技場	1箇所	26,000円	1人	18歳以上の者 200円
	1回 (4時間以内)			13歳以上18歳未満の者

有料施設の使用料

種別	専用使用料		個人使用料	
	単位	金額	単位	金額
陸上競技場	1箇所	26,000円	1人	18歳以上の者 200円
	1回 (4時間以内)			13歳以上18歳未満の者

改正後					改正前				
				(高校生を含む。) 100円					(高校生を含む。) 100円
陸上競技場 照明施設	1回(1 時間以 内)	全点灯	102,000 円		陸上競技場 照明施設	1回(1 時間以 内)	全点灯	102,000 円	
		4分の3 点灯	76,500 円				4分の3 点灯	76,500 円	
		2分の1 点灯	51,000 円				2分の1 点灯	51,000 円	
		4分の1 点灯	25,500 円				4分の1 点灯	25,500 円	
陸上競技場 第1特別室	1箇所/1回 (4時間以内)	18,000 円		陸上競技場 第1特別室	1箇所/1回 (4時間以内)	18,000 円			
陸上競技場 第2特別室	同(同)	6,000円		陸上競技場 第2特別室	同(同)	6,000円			
陸上競技場 第3特別室	同(同)	13,000 円		陸上競技場 第3特別室	同(同)	13,000 円			
陸上競技場 第4特別室	1回(同)	24,000 円		陸上競技場 第4特別室	1回(同)	24,000 円			
陸上競技場 会議室	1箇所/1回 (同)	6,000円		陸上競技場 会議室	1箇所/1回 (同)	6,000円			
陸上競技場 シャワー室	1箇所 1回	3,000円		陸上競技場 シャワー室	1箇所 1回	3,000円			
陸上競技場 ロッカー室	同	3,000円		陸上競技場 ロッカー室	同	3,000円			
陸上競技場 関係者室	1箇所/1回 (4時間以内)	10,000 円		陸上競技場 関係者室	1箇所/1回 (4時間以内)	10,000 円			
陸上競技場	同(同)	4,000円		陸上競技場	同(同)	4,000円			

改正後					改正前				
練習室					練習室				
陸上競技場 多目的室	同（同）	6,000円			陸上競技場 多目的室	同（同）	6,000円		
陸上競技場 放送室	1回（同）	3,000円			陸上競技場 放送室	1回（同）	3,000円		
陸上競技場 テレビ・ラ ジオ中継室	／ 1箇所／ 1回 ／（同）	6,000円			陸上競技場 テレビ・ラ ジオ中継室	／ 1箇所／ 1回 ／（同）	6,000円		
陸上競技場 大型映像装 置	1箇所 1日1回	50,000 円			陸上競技場 大型映像装 置	1箇所 1日1回	50,000 円		
陸上競技場 写真判定室	1日1回	18,000 円			陸上競技場 写真判定室	1日1回	18,000 円		
補助競技場	1回（4時間以 内）	5,000円	1人1 回	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 （高校生を含む。） 100円	補助競技場	1回（4時間以 内）	5,000円	1人1 回	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 （高校生を含む。） 100円
運動広場	同（1時間以内）	1,000円			運動広場	同（1時間以内）	1,000円		
野球場 （等々力緑 地に設ける ものに限 る。）	／ 1箇所／ 1回 ／（2時間以内）	11,500 円			野球場 （等々力緑 地に設ける ものに限 る。）	／ 1箇所／ 1回 ／（2時間以内）	11,500 円		
野球場（富 士見公園、 大師公園、 小田公園、 桜川公園、	同（同）	2,500円			野球場（富 士見公園、 大師公園、 小田公園、 桜川公園、	同（同）	2,500円		

改正後					改正前				
池上新田公園及び等々力緑地に設けるものを除く。)					池上新田公園及び等々力緑地に設けるものを除く。)				
野球場照明施設（大師公園に設けるものを除く。)	同（1時間以内）	6,000円			野球場照明施設（大師公園に設けるものを除く。)	同（1時間以内）	6,000円		
野球場会議室	同（4時間以内）	8,200円			野球場会議室	同（4時間以内）	8,200円		
野球場シャワー室	／1箇所／1回／	2,400円			野球場シャワー室	／1箇所／1回／	2,400円		
野球場ロッカー室	同	2,800円			野球場ロッカー室	同	2,800円		
野球場関係者室	／1箇所／1回／（4時間以内）	4,300円			野球場関係者室	／1箇所／1回／（4時間以内）	4,300円		
屋内野球練習場	1回（1時間以内）	1,000円			屋内野球練習場	1回（1時間以内）	1,000円		
サッカー場	／1箇所／1回／（2時間以内）	2,500円			サッカー場	／1箇所／1回／（2時間以内）	2,500円		
サッカー場照明施設	1回（1時間以内）	1,500円			サッカー場照明施設	1回（1時間以内）	1,500円		
テニスコート（富士見公園及び大師公園に設	／1面／1回／（1時間以内）	750円			テニスコート（大師公園に設けるものを除	／1面／1回／（1時間以内）	750円		

改正後					改正前				
けるものを除く。)					く。)				
テニスコート照明施設 (富士見公園に設けるものを除く。)	同 (同)	800円			テニスコート照明施設	同 (同)	800円		
(削る)					バレーボール場	同 (同)	750円		
(削る)					相撲場	1回 (4時間以内)	5,000円	1人1回 (2時間以内)	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円
水泳プール	1箇所 / 1回 / (同)	18,000円	1人1回	15歳以上の者 300円 3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) 100円	水泳プール	1箇所 / 1回 / (同)	18,000円	1人1回	15歳以上の者 300円 3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) 100円
釣池			同	15歳以上の者 750円 6歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) 200円	釣池			同	15歳以上の者 750円 6歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。) 200円
野外音楽堂	1回 (4時間以内)	7,800円			野外音楽堂	1回 (4時間以内)	7,800円		
備考 1 入場料その他これに類する料金 (以下「入場料等」という。) を徴収する場合における使用料の額は、この表の6倍以内に相当する額とする。					備考 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、この表の6倍以内に相当する額とする。 2 前項の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技				

改正後	改正前
<p>2 前項の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入場料等を徴収する場合における当該有料施設の使用料の額は、この表に掲げる使用料に当該有料施設の当該料金収入総額に100分の10以内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に1箇所1日1件につき50,000円を加算した額とする。</p> <p>4 附属器具の使用料については、市長が別に定める。</p>	<p>場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入場料その他これに類する料金を徴収する場合における当該有料施設の使用料の額は、この表に掲げる使用料に当該有料施設の当該料金収入総額に100分の10以内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に1箇所1日1件につき50,000円を加算した額とする。</p> <p>4 附属器具の使用料については、市長が別に定める。</p>
<p>2 前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。 (利用料金)</p>	<p>2 前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。 (利用料金)</p>
<p>第8条の2 第3項の表に掲げる有料施設に係る第7条第2項の承認を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者(当該有料施設の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。)に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p>	<p>第8条の2 第7条第2項の承認(パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、野球場(富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。)、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室、野球場照明施設(大師公園に設けるものに限る。)、テニスコート(大師公園に設けるものに限る。))又は駐車場(以下「パークボール場等」という。)に係るものに限る。)を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者(パークボール場等の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。)に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p>
<p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市</p>	<p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市</p>

改正後

改正前

長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものとする。

長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものとする。

種別		単位	金額
パークボール場		1人1回	500円
バーベキュー広場		1人1日	6歳以上の者 500円
ゴルフ場		1人1回	19,900円
野球場(富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。)		1箇所 1回 (2時間以内)	2,500円
球技場	入場料等を徴収しない場合	全面利用 4分の3 の全面利用	1回(1時間以内) 18,140円
		半面利用	同(同) 17,280円
		4分の1 の1面利用	同(同) 8,640円
	入場料等を徴収する場合	同(同)	33,230円

種別		単位	金額
パークボール場		1人1回	500円
バーベキュー広場		1人1日	6歳以上の者 500円
ゴルフ場		1人1回	19,900円
野球場(富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。)		1箇所 1回 (2時間以内)	2,500円
球技場	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	全面利用 4分の3 の全面利用	1回(1時間以内) 18,140円
		半面利用	同(同) 17,280円
		4分の1 の1面利用	同(同) 8,640円
	入場料その他これに類する料金を徴収する場合	同(同)	33,230円

改正後				改正前			
球技場照明施設	1基 1回	(同)	10,800円	球技場照明施設	1基 1回	(同)	10,800円
球技場特別室	1箇所 1回	(同)	1,620円	球技場特別室	1箇所 1回	(同)	1,620円
球技場放送室	1回	(同)	1,510円	球技場放送室	1回	(同)	1,510円
球技場テレビ・ラジオ中継室	同	(同)	1,510円	球技場テレビ・ラジオ中継室	同	(同)	1,510円
球技場関係者室	1箇所 1回	(同)	1,080円	球技場関係者室	1箇所 1回	(同)	1,080円
多目的屋内施設会議室	同	(同)	1,850円	多目的屋内施設会議室	同	(同)	1,850円
多目的屋内施設シャワー室	同	(同)	8,640円	多目的屋内施設シャワー室	同	(同)	8,640円
多目的屋内施設ロッカー室	同	(同)	930円	多目的屋内施設ロッカー室	同	(同)	930円
多目的屋内施設多目的室	同	(同)	2,470円	多目的屋内施設多目的室	同	(同)	2,470円
野球場照明施設（大師公園に設けるものに限る。）	同	(同)	6,000円	野球場照明施設（大師公園に設けるものに限る。）	同	(同)	6,000円
テニスコート	入場料等を徴収しない場合	1面 1回 (同)	1,100円	テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）	1面 1回	(同)	750円
富士見公園	入場料等を徴収す	同	(同)				

改正後				改正前			
		る場 合					
	大師公園		同 (同)			750円	
	テニスコート照明施設 (富士見公園に設けるものに限る。)		同 (同)			600円	
		入場料等を徴収しない 専用場合	1回 (4時間以内)			5,000円	
相撲場		入場料等を徴収する場合	同 (同)			30,000円	
		個人利用	1人1回 (2時間以内)			18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円	
	クラブハウス関係者室		1回 (1時間以内)			1,580円	
	クラブハウスシャワ		1箇所 (5分以内)			100円	

改正後					改正前				
			1回						
	パークセンターシャワー		同	(同)					100円
		全面利用	1回	(1時間以内)					6,000円
	多目的広場	3分の1面利用	同	(同)					2,000円
		6分の1面利用	同	(同)					1,000円
	多目的広場照明施設	全面点灯	同	(同)					1,200円
		3分の1面点灯	同	(同)					400円
		6分の1面点灯	同	(同)					200円
駐車場	大師公園	普通自動車	1台	1時間まで					200円
			1回	超過時間30分までごとに				100円	
		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台	1時間まで					500円
			1回	超過時間30分までごとに					250円
	生田緑地	普通自動車	1台	1時間まで					300円
			1回	超過時間30分までごとに				150円	
駐車場	大師公園及び生田緑地	普通自動車	1台	1時間まで					200円
			1回	超過時間30分までごとに				100円	
		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台	1時間まで					500円
			1回	超過時間30分までごとに					250円

改正後						改正前							
			準中型自動車	1台 1回	1時間まで	700円							
			中型自動車		超過時間30分までごとに	350円							
			大型自動車										
			普通自動車	1台 1回	20分までごとに	100円							
	富士見公園		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	20分までごとに	400円		富士見公園		普通自動車 準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	20分までごとに	400円
備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。						備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。							
4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。ただし、ゴルフ場、球技場及び駐車場（富士見公園に設けるものに限る。）にあっては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。						4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。ただし、ゴルフ場、球技場及び駐車場（富士見公園に設けるものに限る。）にあっては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。							